

社会福祉法人 ゆりかご会

認知症対応型共同生活介護事業グループホームやまぶきの苑

運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆりかご会が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の中で、食事、入浴、排泄等日常生活の世話及び日常生活における心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告知の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかり易く説明する。
 - 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
 - 5 常に、提供したサービスの品質管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称は以下の通りとする。

グループホームやまぶきの苑

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 各々の事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1名（常勤）
管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
- ② 計画作成担当者 1名（常勤または兼務）
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することと共に、連携する介護老人保険施設、病院等との連絡・調整を行う。
- ③ 介護職員 7名（必要に応じた人員）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第6条 利用定員は9名とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て計画書を交付する。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、介護負担割合証に準じて介護報酬の各々1割、2割、3割とする。この基本分とは別に①から⑤に掲げる項目について利用料金の支払いを受ける。

1)基本分 (1日あたりの自己負担額)

状態区分	1割	2割	3割
要支援2	802円 (834円)	1,604円 (1,668円)	2,406円 (2,502円)
要介護1	807円 (838円)	1,614円 (1,676円)	2,421円 (2,514円)
要介護2	845円 (876円)	1,690円 (1,752円)	2,535円 (2,628円)
要介護3	869円 (901円)	1,738円 (1,802円)	2,607円 (2,703円)
要介護4	887円 (918円)	1,774円 (1,836円)	2,661円 (2,754円)
要介護5	906円 (937円)	1,812円 (1,874円)	2,718円 (2,901円)

() 内初期加算含む

2)サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22単位/日	} (いずれかの加算)
3)サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	18単位/日	
4)サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	6単位/日	
5)初期加算	30単位/日	(入苑時(退院時)から30日間)
6)認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3単位/日	(算定要件に適合する場合)
7)認知症専門ケア加算 (Ⅱ)	4単位/日	(算定要件に適合する場合)
8)若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	(算定要件に適合する場合)
9)退去時相談援助加算	400単位/回	(算定要件に適合する場合)
10)科学的介護推進体制加算	40単位/月	(算定要件に適合する場合)
11)利用者の入院期間中の体制加算	246単位/6日	(月末月初で連続12日まで)

12)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	算定した単位数の 18.6%に相当する単位数
13)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	算定した単位数の 17.8%に相当する単位数
14)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	算定した単位数の 15.5%に相当する単位数
15)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	算定した単位数の 12.5%に相当する単位数
12) 13) 14) 15)の（いずれかの加算）	

- ① 家賃 55, 000 円／月(y-1～y-8 室)
50, 000 円／月(y-9 室)
 - ② 食費 1, 000 円／日
 - ③ 共益費 20, 000 円／月
 - ④ 水道光熱費（電気・ガス・上下水道）
月ごとに実費徴収（利用者人数で按分割）
 - ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用
- 2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金、又は銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。
 - 3 生活保護者の利用料は、上記料金を適用する。

（入退去にあたっての注意事項）

第 10 条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護状態のものであって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 小人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
- 3 退去に際しては、利用者および家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

（体験入居）

第 11 条 希望者は、指定認知症対応型共同生活介護の利用前にお試し期間での体験入居ができる。

- 2 体験入居可能施設
グループホームやまぶきの苑
- 3 体験入居利用料
1 泊 13, 000 円とする。
- 4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金、又は銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。
- 5 その他の事項については、グループホーム体験入居利用契約書を参照とする。

（秘密保持）

第 12 条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業者であったものが、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明記録の整備など必要な措置を講ずるものとする。

事業者のサービスに関する、利用者及びその家族からの苦情、要望、相談等は、常設の窓口として下記の苦情処理担当者が担当する。

○「グループホームやまぶきの苑」相談窓口

電話 042(500)6480

- ・担当者：事業所長
- ・原則的には時間・曜日に関係なく、受付ける
- ・担当者が不在の場合は、基本的な事項については、どの職員でも対応できるようにすると共に、必ず担当者に伝え速やかに対応する。
- ・必要に応じ、迅速に事実関係を調査し、その結果ならびに改善の必要性の有無及び改善の方法について、利用者又はその家族に報告する。

○当施設以外での相談窓口（市区町村の相談・苦情窓口でも受付けている）

- ・昭島市介護保険課

電話 042(544)5111(代)

○東京都国民健康保険団体連合会

電話 03(6238)0177

午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く）

- 2 本事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、書類の完成した日より2年間保管する。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するに必要な設備、備品などの清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

- 2 従業者は、感染傷等に関する知識の習得に努める。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難など適切な措置を講ずる。また管理者は、日常的に具体的な対処方法避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には危機管理委員会で策定されたBCP（感染症が発生したときは感染症対策BCP）及び防災計画に基づいて避難などの指揮を取る。

- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等との連携を図り、避難訓練を行う。また防災計画を職員へ周知徹底する。
- 3 事業所の火災通報装置は、感知器の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

(虐待の防止)

- 第17条 本事業所は利用者の尊厳保持・人格の尊重が達成されるよう次に掲げる項目を通して虐待の防止に関する措置を講じるものとする。
- 2 虐待防止の指針を整備し、虐待防止担当者を本グループホームの所長とする。また、相談窓口については第13条と同じとする。
 - 3 虐待の防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）を定期的に開催し、その結果について職員へ周知徹底する。
 - 4 職員に対して、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。
 - 5 サービス提供中に、職員あるいは擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市区町村に通報する。

(その他運営についての重要事項)

- 第18条 本事業所は、利用者に対して以下のような身体拘束は原則行わない。
- ①徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
 - ②転落しないように体幹や四肢をひも等で縛る
 - ③自分で降りられないようにベッド柵（サイドレール）で囲む
 - ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る
 - ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないようにまたは皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
 - ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり立ち上がったりにしないようにY字型抑制帯や腰ベルト車椅子テーブルをつける
 - ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を利用する
 - ⑧脱衣やおむつ外しを制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる
 - ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
 - ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる
 - ⑪自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する等の方法による身体拘束
- 2 当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合に、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たした場合においてこれらの要件を慎重に確認・判断して行うことがある。
 - 3 第2項の身体的拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録し、法令に従って保存する。
 - 4 職員に対して、身体拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。
- 第19条 従業員の質の向上を図る為、次の通り研修の機会を設ける。
- ① 採用時研修 採用後 一ヶ月以内
 - ② 現任研修 随時
- 2 事業所はこの事業を行う為、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整理する。
 - 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ゆりかご会と事業所の管理者との協議の基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、理事会承認後、平成13年6月1日より施行する。

この規程は、理事会承認後、平成17年4月1日に遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、平成18年6月1日より施行する。

この規程は、理事会承認後、平成18年9月1日に遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、理事会承認後、平成19年12月25日に遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、平成23年4月1日に遡り施行する。

この規程は、理事会承認後、令和7年10月18日より施行する。